

令和8年度

## 保育園などの入園申し込み



☎子ども育成課(市役所4階45番窓口) ☎0422-29-9673

例年、書類の提出が間に合わず、選考対象外になる方がいます。締め切りに余裕を持って提出してください。

保護者が就労などで8年4月から入園・転園を希望する方(7年度の入園を待機中の方を含む)

※これから生まれるお子さんは、8年2月3日(火)までに生まれた方が対象です。

10月1日(水)～17日(金)(必着)に直接または郵送で必要書類を「〒181-8555子ども育成課」、または申し込みフォーム(QRコード)へ(電子申請は1日午前8時30分～17日午後5時)

※入園案内は同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで配布しているほか、みたかきっずナビのアプリ・HPで入手できます。

### ◆市外の保育園に申し込む場合

転出予定の方は転出先自治体、それ以外の方は三鷹市で受け付けます。

入園を希望する自治体の締め切り日の10日前までに必要書類を同課へ

※必要書類など、詳しくは申込先の自治体にご確認ください。

### ◆障がい・医療的ケアなどの特別な配慮を必要とするお子さんの保育(ケアプラス保育)の入園申し込み

事前に保育支援課☎0422-24-9258へ相談のうえ、10月20日(月)～24日(金)に必要書類を子ども育成課へ

令和8年度

## 三鷹ちどりこども園の入園申し込み (幼稚園タイプ・2年保育)



☎同園☎0422-72-9220

保護者の就労などの有無にかかわらず、保育を希望するお子さんをお預かりする施設です。給食があり、夏休み期間中も登園できます(幼稚園タイプの土曜日保育はありません)。

令和3年4月2日～4年4月1日生まれのお子さん10人程度

9月12日(金)～10月3日(金)午前10時～午後4時30分に必要書類を同園へ

### ◆今後の日程

- プレこども園(体験保育)
- ☎9月12日(金)午前9時45分から
- ☎同園☎0422-72-9220・市HPへ
- 入園募集説明会
- ☎9月12日(金)午前10時30分から
- 入園面接・健康診断
- ☎10月21日(火)午前9時45分から



令和8年度

## 学童保育所の入所申し込み



☎地域学校協働課☎0422-29-8349

保護者が就労などのため、放課後(午後6時まで、延長は7時まで)の育成を必要とする児童が対象です。現在、市内学童保育所に在籍中で、4月以降も引き続き入所を希望する方も申し込みが必要です。

8年4月に新小学1～3年生になるお子さん(障がいのあるお子さんの場合は新6年生まで(新4～6年生は前年度入所している児童に限る))のうち学童保育所で集団生活が可能なお子さん 入所案内(9月下旬から市HPに掲載)を確認のうえ、10月1日(水)～17日(金)に市HPへ

※8年度入所の申し込みは電子申請のみとなり、郵送などの紙申請は受け付けません。



令和8年度

## 私立幼稚園の入園希望者を募集します



☎子ども育成課(市役所4階44番窓口) ☎0422-29-9674

市内の私立幼稚園の入園案内書を、10月15日(水)から各園で配布します。

### ◆願書の提出

11月1日(土)に入園を希望する各園へ提出してください。

※三鷹みずほ幼稚園は11月4日(火)に提出。

### 各園の情報・各種補助制度

みたかきっずナビのアプリ・HPや市HPで確認できるほか、「三鷹市私立幼稚園基礎資料」を同課、市政窓口で配布しています。



## 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)

☎三鷹市重点支援給付金コールセンター ☎0422-29-9617(平日午前9時～午後5時)



6年分所得税および6年度住民税の課税状況に基づき、7年1月1日時点で市内に居住し、次の「不足額給付Ⅰ・Ⅱ」いずれかに該当する方に給付しています。市で対象と確認できた方のうち、支給のための情報を一部把握できなかった方などへ「確認書」を順次発送しています。申請がお済みでない方は、期限までに手続きをお願いします。

### ●不足額給付Ⅰ(6年に実施した定額減税の対象だった方)

定額減税しきれなかった方(6年分の源泉徴収票等に「控除外額」の記載がある方)や調整給付の給付額に不足が生じた方へ、不足額を給付します(1万円単位へ切り上げ)。

### ●不足額給付Ⅱ(6年に実施した定額減税の対象ではなかった方)

5・6年度に税法上、扶養親族などに入れなかった方(青色事業専従者・事業専従者(白色)・合計所得48万円超)で、「令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金(7万円・10万円)」「令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)」の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方などへ、原則として4万円を給付します。

※上記以外の方でも対象となる場合があります。詳しくは市HPでご確認ください。

### 申請方法

- 「支給のお知らせ」が届いた方 手続きは不要です。
- 「確認書」が届いた方 必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。また、インターネット申請も可能です。申請方法は同封の「ご案内」でご確認ください。
- 「申請書」の提出が必要な方 令和6年1月2日～12月31日に転入し、市で対象であることが確認できなかった方などは、「申請書」を提出することで受給対象となる場合があります。詳しくは市HPでご確認いただくか、コールセンターにご相談ください。

### ◆発送時期・給付時期・申請期限

種類	発送時期	給付時期	申請期限
不足額給付Ⅰ	支給のお知らせ	8月1日以降順次	8月28日以降順次
	確認書	8月7日以降順次	9月11日(木)以降順次
	申請書	—	—
不足額給付Ⅱ	支給のお知らせ	6月30日以降順次	7月24日以降順次
	確認書	7月4日以降順次	8月7日以降順次
	申請書	—	—

10月31日(金)  
(消印有効)

不備のない「確認書」「申請書」を受理してからおおむね30日後に指定の口座に振り込みます。